

7 森推第 694 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

令和 7 年 10 月 30 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 春日鳥獣保護区

(1) 区域

佐久市春日、春日財産区と私有林会と林道シカ局川宣山の好転（神橋）を起点とし、同点から鹿曲川線を南進し林道小屋ヶ沢線との交点に至り、同点から小屋ヶ沢線を北東進し林道細小路川線との交点に至り、同点から細小路川線を南進し細小路川線の終点に至り、同点から県有林と私有林界の沢を東南進して県有林と国有林の境に至り、同点から境界を南西進し佐久市と茅野市の境（大河原峠）に至り、同点から境界を西進し佐久市と立科町の境に至り、同点から境界を北進し林道夢の平線との交点に至り、同点から林道夢の平線を南東進し林道唐沢線との交点に至り、同点から林道唐沢線を北東進し望月高原特定猟具使用禁止区域（銃猟）界の交点に至り、同点より同区域界を北東進し春日財産区と私有林の境に至り、同点から境界を北東進し林道鹿曲川線山の神橋の起点に至る線に囲まれた一円の地域。（面積約 1,950 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

森林に生息する鳥獣の保護のため、森林鳥獣生息地の適切な保持を図り、生息環境に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

2 木次原獣保護区

(1) 区域

南佐久郡北相木村地籍の林道木次原線と北相木村有林界との交点を起点とし、同点から同村有林界（尾根）を東進し、同村有林界と県道上野小海線との接点に至り、同点から同県道を東進し、同県道と長野県と群馬県の県界との接点（ぶどう峠）に至り、同点から同県界を南進し山頂に至り、同山頂から西方に伸びる尾根を西進し、同尾根と林道木次原線との接点に至り、同点から同林道を南進し、同林道と国有林との接点に至り、同点から同国有林界（尾根）を北西進し、同国有林界との接点に至り、同点から同村有林界（尾根）を東北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積約 220 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

森林に生息する鳥獣の保護のため、森林鳥獣生息地の適切な保持を図

り、生息環境に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

3 塩嶺鳥獣保護区

(1) 区域

岡谷市塩尻峠付近の国道 20 号線と市道小野立公園内線との接点を起点①とし、同点から同国道を北西進し、同国道（旧道）と松井沢との交点②に至り、同点から同沢を北東進し、同沢と塩尻市と岡谷市の市界との接点③に至り、同点から同市界を北進し、同市界と岡谷市と松本市の市界との接点④に至り、同点から岡谷市と松本市の市界を北進し更に東進し、同市界とナメシ沢との接点（通称カヤマ場）⑤に至り、同点から同沢を南進し、同沢と横河川との接点⑥に至り、同点から同川を南進し、同川と林道横河山線との交点（観音橋）⑦に至り、同点から同林道を南進し、同林道と林道大蛇組（おおだくみ）線との接点⑧に至り、同点から同林道を南西進し更に北西進し更に南西進し、林道塩嶺高ボッチ山線との接点⑨に至り、同点から岡谷市民有林 10 林班と 13 林班界を西進し、同 10 林班「ほ」小班と「り」小班界との交点⑩に至り、同点から同小班界を南進し、林道塩嶺高ボッチ山線及び林道堤洞（つつみぼら）線を横断し更に南進し、林道塩嶺高ボッチ山線との交点⑪に至り、同点から同林道を南東進し、岡谷市森林植物園北東端接点⑫に至り、同点から同植物園界を南進し更に西進し、同植物園界と深沢との接点⑬に至り、同点から同沢を南進し、同沢と旧中仙道との交点⑭に至り、同点から同道を北西進し、同道と市道小野立公園内線との接点⑮に至り、同点から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし塩尻市大字東山上条益司の宅地及び農地 2 ヘクタールは除く。（面積 1, 882 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護監視員等による定期的な巡視を実施し、鳥獣の生息環境の保全及び鳥獣の安定的な生息に著しい影響のないよう管理を行う。

また、区域内及び周辺において農林業被害や野鳥等の生息環境に影響を及ぼすニホンジカ等については、岡谷市及び関係者と調整を行った上で、必要に応じ有害鳥獣捕獲等の捕獲対策により適切な生息密度の維持管理を図ることとする。

4 本郷鳥獣保護区

(1) 区域

松本市大字三才山と同市大字里山辺の境界と、美鈴湖西側を東北から南西に延びる尾根との交点を起点とし、同点から同尾根を北東進し、本郷財産区有林と私有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、南沢

との交点に至り、同点から同沢を南東進し、林道美ヶ原線県有林に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北進し、本郷財産区有林と県有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、登沢との交点に至り、同点から同沢を北東進し、舟沢との交点に至り、同点から同沢を東進し、中部電力送電線信濃東信線との交点に至り、同送電線を北進し、作業道舟ヶ沢線との交点に至り、同点から同作業道を北進し、中部電力送電線信濃東信線 R68 号鉄塔に至り、同点から同送電線を北進し、中部電力送電線信濃東信線 R69 号鉄塔に至り、同点から中部電力送電線信濃東信線 L69 号鉄塔に通じる尾根を西進し、同鉄塔に至り、同鉄塔から同送電線を北進し、松本市大字三才山と同市保福寺町の境界との交点に至り、同点から同境界を東進し、松本市保福寺町と上田市の接点に至り、同点から松本市と上田市の境界を南進し、武石峠に至り、同峠から松本市と上田市の境界を南進し、松本市大字三才山と同市大字里山辺の境界との接点に至り、同点から同境界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積 1,244 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

- ・地元市町村等関係機関と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員等の巡視等適正な管理運営を実施する。
- ・農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

5 波田黒川鳥獣保護区

(1) 区域

松本市波田の長野県有林と官行造林地との接点と林道黒川線との交点を起点とし、同点から県有林と官行造林地の境界を南東進し、官行造林地と県有林と森林総合研究所有林との境界の接点に至り、同点から官行造林地と森林総合研究所有林の境界を南東進し、松本市と東筑摩郡朝日村の境界との接点（ハト峰）に至り、同点から同境界を南進し、鉢盛山 2,446.4 メートル三角点に至り、同点から松本市波田と同市奈川の境界を北進し、松本市波田と同市奈川と同市安曇の境界との接点に至り、同点から松本市波田と同市安曇の境界を北進し、同境界と県有林と官行造林地との接点に至り、同点から県有林と官行造林地の境界を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積約 1,252 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

- ・地元市町村等関係機関と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員

等の巡視等適正な管理運営を実施する。

- ・農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

6 東山地区鳥獣保護区

(1) 区域

松本市と塩尻市の境界と、塩尻市道大沢線との交点を起点とし、同点から同境界を東進し、松本市と塩尻市と岡谷市の境界との接点に至り、同点から塩尻市と岡谷市の境界を南進し、荷直峠に至り、同点から四沢を南西進し、塩尻市道片丘線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、林道片丘線との交点に至り、同点から同林道を北進し、塩尻市道大沢線との接点に至り、同点から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。(面積約 737 ヘクタール)

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

- ・地元市町村等関係機関と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護員等の巡視等適正な管理運営を実施する。
- ・農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

7 白馬鳥獣保護区

(1) 区域

長野県北安曇郡白馬村飯森地籍の一般国道 148 号線と白馬村道 2072 号線との交点を起点とし、同点から同村道を西進し村道 105 号線を横断して同村道と村道 103 号線との交点に至り、同点から村道 103 号線を西進し村道 2071 号線との交点に至り、同点から同村道を西進し村道 2202 号線との交点に至り、同点から同村道を西進しさらに北進し村道 2093 号線との交点に至り、同点から同村道を北西進し村道 2094 号線との交点に至り、同点から同村道を北西進し村道 2199 号線との交点に至り、同点から西進し 47 スキー場入口を経て一級河川平川の源太郎堰堤右岸との交点に至り、同点から同堰堤を横断し同堰堤左岸と村道 2103 号線との交点に至り、同点から同村道を西南進し同村道と崩沢との交点に至り、同点から同沢を北西進し八方尾根遊歩道との交点(八方池山荘)に至り、同点から同遊歩道を北東進し咲花北尾根との交点(黒菱平)に至り、同点から同尾根を北東進し一般県道白馬岳線との交点(二股橋)に至り、同点から同県道を南東進して同県道と一般国道 148 号線との交点(白馬駅前)に至り、同点から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。(面積約 1,350ha)

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

保護管理方針 現在の山林・原野・農地・河川等鳥獣の繁殖に適する多様な環境を維持し、生息する鳥獣を保護する。

8 野尻鳥獣保護区

(1) 区域

上水内郡飯綱町と中野市との境界と県道飯山妙高高原線との交点を基点とし、同点から同県道を西進し、飯綱町大字芋川字入土橋地籍において同県道と林道斑尾線の交点に至り、同点から同林道を北西進し、同林道と林道荒瀬原間伐線との交点に至り、同点から林道荒瀬原間伐線を南西進し、同林道と林道荒瀬原線の交点に至り、同点から林道荒瀬原線を南進し、同林道と林道柴津線の交点に至り、同点から林道柴津線を西進し、同林道と県道飯山妙高高原線の交点に至り、同点から県道飯山妙高高原線を北進し、上水内郡信濃町大字古海市川地籍において斑尾山から東西に延びる通称市川尾根を東進し、斑尾山 1,381.8 メートル三角点に至り、同点から信濃町と中野市との境界線を南進し、信濃町、飯綱町及び中野市との境界線の交点に至り、同点から飯綱町と中野市との境界線を南進し、基点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 607 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査を通じて区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努めるとともに周辺の農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲及び個体数調整については、被害の実態を十分考慮して適切に対応する。

9 野々海鳥獣保護区

(1) 区域

飯山市及び下水内郡栄村所在の国有林北信森林管理署内の 161 林班、163 林班及び 164 林班の区域並びに飯山市所在の野々海池の区域（面積約 540 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼさないよう留意し、定期的な巡視を行い、静謐な環境を保持する。

10 十三崖特殊鳥獣保護区

(1) 区域

市道平岡 10 号線高社大橋上流の夜間瀬川に架かる送水管（水管橋）の南西端（中野市道越橋竹原線との接点）を起点とし、同点から同送水管を北進し、中野市深沢部落西端崖上の点に至り、同点から耕地と林地の境界を東進し、下高井郡山ノ内町宇木地籍吉野地蔵に至り、同点より町道宇木深沢線を東進し農道田端線との交点に至り、同点より対岸中野市営チョウゲンボウ住宅団地東端の道路と中野市道越橋竹原線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 35 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、チョウゲンボウの営巣地として、国からの史跡名勝天然記念物の指定を受けており、チョウゲンボウの生息環境として良好な条件を備えていることから、身近な鳥獣の生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。

11 北アルプス北部鳥獣保護区

(1) 区域

長野県と新潟県の県界及び北安曇郡白馬村と小谷村の村界との交点を起点とし、同点から同村界を東進し国有林 626 林班と同 627 林班との交点に至り、同林班界を南進し同林班い小班とイ小班の交点に至り、同点から南進し国有林 626 林班と同 625 林班との交点に至り、同点から国有林 625 林班と小班とイ林班を南西進し同林班と小班とハ小班の交点に至り、同小班境を南進し国有林 625 林班と同 621 林班との交点に至り、同林班境を南東進し国有林 621 林班に小班とほ小班との交点に至り、同小班境を南西進し国有林 621 林班と民有林 78 林班との交点に至り、同境を西進し国有林 621 林班と民有林 74 林班との交点に至り、同点から民有林 74 林班と同 78 林班境を東進し民有林 74 林班と同 76 林班との交点に至り、同林班境を南東進し民有林 75 林班と同 76 林班との交点に至り、同林班境を東進し民有林 70 林班と同 75 林班との交点に至り、同点から民有林 70 林班と同 77 林班境を東進し国有林 622 林班と民有林 70 林班との交点に至り、同点から民有林 69 林班と同 70 林班境を南進し同 68 林班と同 70 林班の交点に至り、同林班境を南進し同 53 林班と同 70 林班の交点に至り、同林班境を西進し国有林 620 林班と民有林 53 林班の交点に至り、同林班境を南東進し国有林 620 林班イ小班とロ小班との交点に至り、同小班境を南西進し国有林 619 林班と同 620 林班との交点に至り、同点から国有林 619 林班イ小班と

ロ小班境に南進し国有林 508 林班と同 619 林班との交点に至り、同点から国有林 508 林班は小班とイ小班境を南進し同班は小班とイ小班との交点に至り、同小班境を南進し同林班に小班とイ小班境との交点に至り、同点から同小班境を西進し国有林 508 林班と同 509 林班との交点に至り、同点から同 509 林班は小班とイ小班境を南進し同 509 林班と同 510 林班との交点に至り、同林班境を南進し同 510 林班は小班とハ小班境を南進し同林班と同 512 林班との交点に至り、同林班境を西進し同 512 林班は小班とイ小班との交点に至り、同小班境を同林班は小班とイ小班との交点に至り、同小班境を南進し同 512 林班と同 513 林班との交点に至り、同林班境を南進し同林班 513 林班と同 514 林班との交点に至り、同点から同 513 林班は小班とイ小班境を南進し同 513 林班と同 514 林班との交点に至り、同点から同 514 林班に小班とイ小班境を南進し同林班は小班とイ小班との交点に至り、同小班境を南進し同 514 林班と同 515 林班との交点に至り、同点から同 515 林班に小班とイ小班境を南進し同林班と小班とイ小班との交点に至り、同小班境を南進し同 515 林班と 516 林班との交点に至り、同林班境を西進し同 515 林班と同 521 林班との交点に至り、同林班境を北西進し長野県と富山県の県界(爺ヶ岳)との交点に至り、同点から鹿島槍ヶ岳、五竜岳、白馬岳を北進し長野県と富山県と新潟県との交点(三国境)を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域。(面積約 3,945ha)

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

中部山岳国立公園内であり、また国有林も多く含まれることから、国及び地元市町村等関係機関と十分な連携を図りながら、多様な鳥獣の生息域や貴重な植物の植生地を保護するよう、管理運営にあたる。

特に生息域が拡大しつつあるニホンシジカについては、各機関連携のもと、生息状況の把握に努め必要な措置を講じる。